

作成日 2007/08/31

改訂日 2023/03/20

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	HCFC-22
製品コード	DF22
整理番号	Y30-20
供給者の会社名称	ダイキン工業株式会社
住所	大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス
担当部門	化学事業部 営業部
電話番号	06-6147-9702
FAX番号	06-6147-9807
緊急連絡電話番号	06-6349-7521

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類	高圧ガス 液化ガス
物理化学的危険性	皮膚感作性 区分に該当しない
健康有害性	生殖細胞変異原性 区分に該当しない
	発がん性 区分に該当しない
環境有害性	オゾン層への有害性 区分1
	上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない（分類対象外）か分類できない。

GHSラベル要素 絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

警告
H420 オゾン層を破壊し、健康及び環境に有害
H280 高圧ガス：熱すると爆発のおそれ

注意書き 保管 廃棄

日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。(P410+P403)
回収又はリサイクルに関する情報について製造業者又は供給者に問い合わせること。(P502)

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

吸入するとめまい、頭痛、思考力減退、協調運動失調、意識喪失など、麻酔性の一時的な神経機能障害が生じるかもしれない。また、心拍が不規則になったり、心臓が止まったりすることもある。
直接皮膚に触れると凍傷の可能性がある。密閉した空間で放出されると酸素濃度の減少による窒息の恐れがある。裸火や高温に加熱された金属等に接触すると熱分解し、有毒ガスを発生する。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 単一製品

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
HCFC 22	100%	CHClF ₂	(2)-93	公表	75-45-6

4. 応急措置

吸入した場合	<p>空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 毛布等で保温する。 呼吸が弱かったり、止まっている場合は、衣類を緩め呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行う。 必要に応じて医師の処置を受ける。 直ちに医師に連絡すること。</p>
皮膚に付着した場合	<p>ぬるま湯で洗い流す。 凍傷にかかっている場合、痛みが残る場合は医師の処置を受ける。</p>
眼に入った場合	<p>直ちに清浄な水で15分以上洗眼する。 必要に応じて医師の処置を受ける。</p>
飲み込んだ場合	<p>通常、飲み込むことは考えられない。</p>
医師に対する特別な注意事項	<p>カテコールアミンを含有する医薬品を使用すると、ハロゲン含有吸入麻酔薬との併用時にあらわれる頻脈・心室細動等の不整脈が生じると考えられます。</p>

5. 火災時の措置

適切な消火剤	<p>周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。</p>
使ってはならない消火剤	<p>情報なし</p>
火災時の特有の危険有害性	<p>加熱により容器が爆発するおそれがある。 火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。</p>
特有の消火方法	<p>周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。 容器に着火した場合：大量の水を注水して冷却する。 可能ならばボンベ等の栓を締め、ガスの供給を絶つ。 移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し冷却する。</p>
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	<p>消火は風上から行い、蒸気、煙の吸入を避ける。 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服（耐熱性）を着用する。</p>

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	<p>危険な現場を分離して無関係者及び保護具未着用者の出入りを禁止する。 風上に留まる。 区域より退避させること。 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。</p>
環境に対する注意事項	<p>環境中に放出してはならない。</p>
封じ込め及び浄化の方法及び機材	<p>危険でなければ漏れを止める。</p>
二次災害の防止策	<p>すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。</p>

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	<p>高圧ガス保安法に準拠して作業する。 裸火や300～400℃以上の高温に加熱された金属等に接触すると熱分解し、有毒ガスを発生することがあるので、取扱う場合はこれらに液及びガスが接触しないようにする。 充填容器を加熱するときは、温湿布または40℃以下の温湯を使用し、ヒーターで直接加熱してはいけない。 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。 屋外ではできるだけ風上から作業する。</p>
安全取扱注意事項	<p>取扱い後はよく手を洗うこと。 容器は丁寧に取扱い、衝撃を与えたり、転倒させない。 容器の取り付け、取り外しの作業の際は、漏洩させないように、十分注意</p>

<p>接触回避</p> <p>保管</p> <p>安全な保管条件</p>	<p>する。</p> <p>多量に吸入すると、窒息する危険性がある。</p> <p>周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。</p> <p>保護具（「8 暴露防止及び保護措置」の項を参照）を着用する。</p> <p>ガスの吸入を避けること。</p> <p>『10. 安定性及び反応性』を参照。</p>
<p>安全な容器包装材料</p>	<p>使わなくなった高压容器は、速やかに販売事業者へ返却すること。</p> <p>『10. 安定性及び反応性』を参照。</p> <p>熱から離して保管すること。</p> <p>高压ガス保安法に準拠して保管する。</p> <p>容器が腐食しないように乾燥した場所に保管する。容器は転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講ずる。</p> <p>容器は直射日光や火気を避け、40℃以下の温度で保管すること。</p> <p>施錠して保管すること。</p> <p>換気の良い場所で保管すること。</p> <p>高压ガス保安法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。</p>

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
クロロジフルオロメタン	未設定	1000ppm(3500mg/m ³)	TWA 1000 ppm

設備対策	局所排気装置を設置する。
保護具	
呼吸用保護具	防毒マスクには有機ガス用吸収缶を使用する。
手の保護具	保護手袋を着用すること。
眼、顔面の保護具	保護眼鏡（側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）
皮膚及び身体の保護具	必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	気体
形状	液化ガス
色	無色透明
臭い	無臭
融点／凝固点	-160℃
沸点又は初留点及び沸点範囲	-40.8℃
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界／	データなし
可燃限界	
引火点	引火せず
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	0.30g/100g H ₂ O (25℃ 大気圧)
n-オクタノール／水分配係数	データなし
蒸気圧	1.04MPa(10.6kgf/cm ² abs 25℃)
密度及び／又は相対密度	1.19g/cm ³ (25℃)
相対ガス密度	3.0(空気=1)
粒子特性	データなし
クロロジフルオロメタンとして	
相対ガス密度	3.0(空気=1)

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
-----	------

化学的安定性	通常の温度、気圧下では安定である。加熱または燃焼すると分解し、フッ化水素などの有毒なフェームを生じる。
危険有害反応可能性	通常の条件では危険有害な反応は起こらない。
避けるべき条件	高温、加熱。熱源、裸火。
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	フッ化水素、フッ化カルボニル等を発生する可能性がある。

1 1. 有害性情報

急性毒性

経口	データなし
経皮	データなし
吸入	吸入（気体）：ラット吸入 LC50 = 220000 ppm (4hr) (PATTY (5th, 2001) vol.5) に基づき、区分外とした。 吸入（蒸気）：GHS の定義による気体 急性毒性：吸入（粉じん、ミスト）：GHS の定義による気体

皮膚腐食性／刺激性

データなし

眼に対する重篤な損傷性／眼

データなし

刺激性

呼吸器感受性

呼吸器感受性：データなし 皮膚感受性：モルモットでのマキシマイゼーション法の変法による試験において感受性がないとの記載 (CERI ハザードデータ集 (1996)、EHC 126 (1991)、PATTY (5th, 2001) vol.5) に基づき、区分外とした。

皮膚感受性

呼吸器感受性：データなし 皮膚感受性：モルモットでのマキシマイゼーション法の変法による試験において感受性がないとの記載 (CERI ハザードデータ集 (1996)、EHC 126 (1991)、PATTY (5th, 2001) vol.5) に基づき、区分外とした。

生殖細胞変異原性

in vivo 試験（ラット、マウスを用いる優性致死試験、ラット、マウス骨髄細胞を用いる染色体異常試験）で陰性 (PATTY (5th, 2001) vol.5, IARC 41 (1988), EHC 126 (1991)) のため、区分外とした。

発がん性

IARC 分類が 3、ACGIH 評価が A4 であることから、区分外とした。

生殖毒性

ラット、マウスでオスの生殖能力に障害は認められなかった。
妊娠したウサギの胎児には影響が認められなかった。
妊娠したラットで、高濃度において胎児の目のみに影響が認められた。
予見できる暴露シナリオからヒトの健康に及ぼす影響はないと結論づけた。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

データなし

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

データなし

誤えん有害性

GHS の定義による気体である。

クロロジフルオロメタンとして急性毒性（経口）

データなし

1 2. 環境影響情報

水生環境有害性 短期（急性）	データ不足のため分類できない。
水生環境有害性 長期（慢性）	データ不足のため分類できない。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし
その他のデータ	オゾン破壊係数=0.055 (CFC-11を1.0とする) 地球温暖化係数=1700 (CO2=1とする, 100年積分値)

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物 不必要に大気中に廃棄せず、高圧ガス保安法、フロン排出抑制法等の法令及び地方自治体の基準に従って適切に処理する。

汚染容器及び包装 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報 I M Oの規定に従う。
 UN No. 1018
 Proper Shipping Name CHLORODIFLUOROMETHANE
 Class 2.2
 Marine Pollutant Not applicable
 Liquid Substance Not applicable
 Transported in Bulk
 According to MARPOL
 73/78, Annex II, the IBC
 Code
 航空規制情報 I C A O / I A T Aの規定に従う。
 UN No. 1018
 Proper Shipping Name CHLORODIFLUOROMETHANE
 Class 2.2

国内規制

陸上規制 道路法の規制に従う
 高圧ガス保安法の規制に従う。

海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。
 国連番号 1018
 品名 クロロジフルオロメタン
 国連分類 2.2
 海洋汚染物質 非該当
 MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質 非該当

航空規制情報 航空法の規定に従う。
 国連番号 1018
 品名 クロロジフルオロメタン
 国連分類 2.2

特別の安全対策 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れ防止措置を確実に行う。
 移送時にイエローカードの保持が必要。

緊急時応急措置指針番号 126

1 5. 適用法令

労働安全衛生法 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）
 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）
 ・クロロジフルオロメタン（法令指定番号：149）（100%）

毒物及び劇物取締法 非該当

化学物質排出把握管理促進法（第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）P R T R法）（令和5年3月31日まで）

・クロロジフルオロメタン（別名HCFC-22）（法令指定番号：104）（100%）

化学物質排出把握管理促進法（第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）P R T R法）（令和5年4月1日以降）

	・クロロジフルオロメタン (別名HCFC-22) (管理番号: 104) (100%)
化審法	優先評価化学物質 (法第2条第5項)
水質汚濁防止法	有害物質 (法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
オゾン層保護法	特定物質・モントリオール議定書附属書CのグループI (法第2条、施行令第1条別表第1の6の項)
大気汚染防止法	揮発性有機化合物対象外物質 (法第2条4項、施行令第2条の2)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第2 (輸出の承認)
船舶安全法	高圧ガス (危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	高圧ガス (施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・高圧ガス (法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	車両の通行の制限 (施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法)	(特定有害廃棄物 (法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号))
高圧ガス保安法	液化ガス (法第2条3) 不活性ガス (一般高圧ガス保安規則第2条4)
水道法	有害物質 (法第4条第2項)、水質基準 (平15省令101号)
下水道法	水質基準物質 (法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
土壤汚染対策法	特定有害物質 (法第2条第1項、施行令第1条)
フロン排出抑制法	業務用冷凍・空調機器 (自動販売機を含む) 及びカーエアコン
地球温暖化対策の推進に関する法律	代替フロン
特定家庭用機器再商品化法 (家電製品 (エアコン、冷蔵庫 等) 電リサイクル法)	

16. その他の情報

参考文献	情報なし
その他	本資料記載の製品は、外国為替及び外国貿易法の規定により、輸出令別表第2に定められた貨物に該当するため、輸出するときは、日本政府の輸出承認申請等必要な手続きをお取り下さい。 当製品は、工業用途として開発されたもので、それ以外の使用について、その安全性を保証するものではありません。本製品を医療用途、食品用途などにお使いの場合は弊社まで事前にご連絡ください。このSDSは、一般的な取扱いを前提に作成したものです。取り扱う際は、ここに記載されている内容を参考にし、十分注意して取り扱ってください。また、記載内容のうち、含有量、物理/化学的性質等の情報は保証値ではありません。危険有害性情報は、全ての情報を網羅しているわけではありません。また、新しい知見に基づき改訂されることがあります。
オゾン層保護法 該当製品	特定物質 議定書附属書CのグループI (施行令第1条・別表第一中の六) 本SDSは以下の各製品に適用されます (1) ダイフロン 22EH (エッチング用)
変更点	「1. 化学品及び会社情報」に変更があります 「3. 組成及び成分情報」に変更があります 「15. 適用法令」に変更があります